

物価高騰対応重点支援給付金のご案内

- 物価高騰による負担の軽減を図るため、令和6年度新たに住民税が非課税または均等割のみ課税(定額減税適用前)となった世帯に対して、**1世帯あたり10万円の給付金**を支給します。
- また、上記に該当する世帯で18歳以下の児童がいる場合は、給付金に**1人あたり5万円**を加算します。
- 給付金を受給するためには、「**確認書**」または、「**申請書**」の提出が必要です。

支給対象

※下記のすべてにあてはまる世帯が対象となります

- 令和6年6月3日時点で湯沢市に住民登録がある。
- 令和6年度の住民税が「非課税」、「均等割のみ課税(定額減税適用前)」または「非課税と均等割のみ課税(定額減税適用前)」の方で構成されている世帯
- 令和5年度住民税非課税世帯への給付金(7万円給付)、均等割のみ課税世帯への給付金(10万円給付)の対象とならなかった。(未申請や辞退した世帯も含みます)
- 世帯全員が、住民税均等割が課税されている他の親族等に扶養されていない。

支給額

新たに非課税または
均等割のみ課税となった世帯
1世帯あたり**10万円**



世帯で扶養されている18歳以下
の児童1人あたり**5万円**
(平成18年4月2日以降に生まれた児童)

提出期限

詳しくは裏面「Ⅰ」へ

令和6年6月3日時点で湯沢市に住民登録があり、支給対象にあてはまる場合は、**確認書**が届きますので**返送**または、**オンライン申請**をしてください。

(オンライン申請は、確認書に二次元コードが印刷されている方のみ可能です)

※オンライン申請した場合は確認書の返送は不要です

返送・申請期限:令和6年10月31日(木)
(当日消印有効)

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

令和6年6月3日以降に生まれた子どもがいる場合や、別世帯の子どもを扶養している場合、世帯に未申告の方がいる場合など

申請が必要です

申請書は給付金窓口(市役所本庁舎1階)に備え付けのほか、市ホームページからダウンロードできます。

申請期限:令和6年10月31日(木)
(当日消印有効)

手続きの方法

I 「確認書」が届いた世帯

- 対象となる世帯には、市から給付内容や確認事項が書かれた「確認書」が届きます。
記入例を参考にご記入のうえ、**返送してください。**

確認事項

①確認欄、②記入欄の内容確認とチェック欄への記入、③子ども加算記入欄の確認と扶養の状況チェック欄への記入（児童氏名の記載がある場合）



確認書の内容に相違ない場合、「世帯主氏名、確認日、電話番号」を記入の上、返送してください。④振込口座欄、⑤代理人欄に記入した場合は、⑥本人（代理人）の確認書類や⑦振込先口座確認書類が必要になります。

確認書に二次元コードの印刷がある場合

- マイナンバーカードを使った「給付支援サービス」による**オンライン申請**も可能です。
同封の「給付支援サービス」のチラシをご覧ください。

II 「申請書」の提出が必要な世帯

- 令和6年6月3日以降に生まれた子どもがいる場合。
- 別世帯の子どもを扶養している場合（単身で寮に入っている子どもなど、生計が同一の場合）※住民票を移さず、施設入所している子どもは支給対象となりません。
- 令和6年度住民税申告が未申告の方がいる世帯。
市給付金窓口で申請するか、市ホームページから申請書を印刷し郵送で提出してください。

支給時期

- 確認書（または申請書）を受理してから3週間前後が目安です。
支給予定日は別途通知します。



物価高騰対応重点支援給付金に関する

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話やメール等があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



お問い合わせ

湯沢市福祉課
低所得者支援・定額減税補足給付金対策室
給付金窓口（市役所本庁舎1階）



0183-79-6911

受付時間 平日8:30～17:15

配偶者やその他親族からの暴力（DV）等により避難しており、住民票の異動手続きが困難な方は、所定の手続きをしていただくことで、給付金を受け取れる可能性がありますのでご相談ください。